

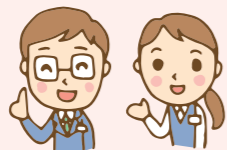
5 計画の推進体制

■ 町の推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながら執行体制をさらに強化し、本計画を推進します。また、計画の確実な運営と円滑な推進を図るために保健福祉課が事務局となり、計画策定委員会等で実施状況を点検・評価し、その結果を町ホームページ等で公表します。必要に応じて各種施策の見直しを行います。

■ 行政職員の資質向上

複雑・多様化した住民ニーズに対して柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じて、行政職員の障害のある人等への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。



■ 計画の普及・啓発

本計画について、計画書のほか、広報紙や町ホームページ等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。また、一人一人が地域福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、自治会や民生委員・児童委員などを通じて、各地域での具体的な取組や活動事例などを紹介していきます。

■ 圏域での連携

「津山地域自立支援協議会」において、相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を行うとともに、幅広い意見交換を図り、広域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。そのほか、保健・医療・福祉に関わる各種有資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努め、安定したサービスの提供に努めます。

■ 関係機関・ボランティア団体との連携体制

関係行政機関や社会福祉法人、町内外のさまざまな関係施設等がそれぞれの役割を担い、相互に協力できるよう、有機的な連携体制づくりをめざします。身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員などの関係機関と連携し体制強化に寄与します。また、支援や啓発活動を実施するボランティアや障害者団体に情報交換や協力を求め、計画推進を図ります。



第5期久米南町障害者福祉計画(概要版)

発行／岡山県 久米南町

〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削502-1 電話086-728-4411(保健福祉課)

第5期久米南町 障害者福祉計画

計画期間：令和5～8年度



概要版

1 計画策定の趣旨

本町では、障害者基本法に基づく障害福祉施策全般を総合的かつ計画的に推進する基本計画として、「久米南町障害者福祉計画」を第1期(平成15～19年度)、第2期(平成20～24年度)、第3期(平成25～29年度)、第4期(平成30～令和4年度)と策定してきました。

また、障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に基づく障害福祉サービス等に関する見込み量とその方策を定める実施計画として、「第6期障害福祉計画」、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標等を定めた「第2期障害児福祉計画」も令和3年3月に策定しています。

こうした中、改正障害者雇用促進法の施行、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行、改正障害者差別解消法の公布、医療的ケア児支援法の施行、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行など、近年、国の障害福祉施策に関する法制度は変化しています。

そのため、制度改革や社会情勢に対応させるため、久米南町では令和5年度を初年度とする「第5期久米南町障害者福祉計画」を策定し、障害福祉施策のより効果的な取組の推進を図っていきます。

第5期障害者福祉計画(令和5～8年度)

障害者基本法第11条第3項に基づく久米南町の障害福祉施策を推進する上での総合的な計画

第6期障害福祉計画 (令和3～5年度)

障害者総合支援法第88条第1項に基づく障害福祉サービスや地域生活支援事業の利用の見込み量を定めた計画

第2期障害児福祉計画 (令和3～5年度)

児童福祉法第33条の20第1項に基づく障害のある子どもの通所支援及び相談支援の提供体制、利用の見込み量を定めた計画

2 計画の対象者

「計画の対象者」とは、障害者基本法の定義に基づく身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身の機能に障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受けている状態にある人を総称するものです。

また「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

3 基本理念

障害者基本法や障害者総合支援法では、ノーマライゼーション、リハビリテーションの理念のもと、障害の種別や有無に関わりなく、障害のある人が地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるような地域社会づくりを一層進めていくことを求めています。

本町では、「障害のある人もない人も、ともに生きる社会にしていく」という考え方にに基づき、「自立と共生と尊厳」を実現する社会をめざして、障害福祉施策を展開していきます。

こうした認識のもと、住民相互の助け合いや行政サービス等により、住民の誰もが住み慣れた地域や家庭で自分らしく安心して、いきいきと自立した生活が送れるような町をめざす障害福祉施策を基本的な方向とします。

これを踏まえ、本計画の理念（めざす姿）を、



認め合い 支え合い とともに生きていく町



と定め、久米南町に住むすべての人が安心して幸せな生活を送ることができるように努めていきます。

ノーマライゼーション

障害のある人の生活環境や生活条件等の社会のあり方に目を向けながら、障害のある人もない人も誰もが等しく、家庭や住み慣れた地域でお互いに人間として尊重しあいながら、普通の生活ができるようにしていくとする理念

リハビリテーション

障害のある人の生涯すべての段階において、単に医学的な機能回復訓練だけでなく、社会的・教育的・職業的な分野において総合的に対応することにより、障害のある人の可能性を最大限に高め、失われた権利を回復させ、自立と参加を目指す理念

4 施策の推進

| 基本理念 | 目標 | 施策の方向 | 具体的な取組 |
|----------------------|-----------------------|---------------------|--|
| 認め合い 支え合い とともに生きていく町 | 目標1 自立を支援する基盤の整備 | ① 差別の解消と権利擁護の推進 | ① 障害者差別解消法に基づく取組 ② 虐待の防止 ③ 権利擁護の推進 ④ 障害のある人の意思決定の支援 |
| | | ② 相談支援、障害福祉サービス等の充実 | ① 相談支援体制の充実 ② 障害福祉サービスの実施 ③ 地域生活支援事業の実施 ④ 障害児福祉サービスの実施 ⑤ 地域生活支援拠点等の推進 ⑥ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 |
| | | ③ 外出支援や経済的負担の軽減 | ① 移動手段の充実 ② 経済的支援の推進 |
| | 目標2 ライフステージを考慮した支援の推進 | ① 保健・医療の取組 | ① 障害の原因となる疾病の予防 ② 障害の早期発見・早期治療 ③ 精神保健対策の充実 |
| | | ② 障害のある児童への支援 | ① 発達障害児への支援 ② 療育支援の充実 ③ 学校教育の充実 |
| | | ③ 就労と社会参加の支援 | ① 就労支援の充実 ② スポーツ・レクリエーション活動の推進 |
| | 目標3 共生社会の実現をめざす地域づくり | ① 障害のある人や児童への理解 | ① 広報・啓発活動の推進 ② 福祉教育の推進 ③ 地域福祉活動の推進 |
| | | ② 安全・安心な環境づくり | ① バリアフリー化の推進 ② 防災・防犯対策の推進 ③ ユニバーサルデザインの普及 ④ 感染症拡大防止等の取組 |